

令和 6 年度高齢者タクシー・バス利用券を交付します

問合せ いきいき福祉課 地域支援担当 ☎991-1882

高齢者の生活支援と社会参加の促進を図るため、タクシー利用券又はバス利用券のいずれかを交付します。申請時にどちらかを選んでください。

【対象】町内に住民登録があり、在宅で生活する①又は②の75歳以上の方

①世帯全員が75歳以上の方 ②74歳以下の方が同じ世帯にいる75歳以上の方(①以外の75歳以上の方)

※いずれも福祉タクシー券の交付を受けた方は除きます。

※年齢は令和7年3月31日時点のもの。

【交付内容】タクシー利用券又はバス利用券 いずれか1つをお選びください。

	タクシー利用券	バス利用券
①の方	1,000円券×10枚又は2,000円券×5枚	200円券×32枚
②の方	1,000円券×5枚	200円券×10枚

※有効期限は、令和7年3月31日(月)まで。 ※交付は一年度に一度のみです。再交付はしません。

【申請方法】

本人又は代理の方からの申請後、要件を確認し、その場で即日交付します。

※代理として認めている方:ご家族、民生委員、介護支援専門員(ケアマネジャー)

※令和6年度中に75歳になる方は、誕生日を迎える前でも申請できます。

【申請受付期間】4月1日(月)～令和7年3月31日(月)

申請期間	申請場所
4月1日(月)～12日(金)	役場第二庁舎 新市街地整備課横打合せ室(1階)
4月15日(月)以降	役場本庁舎 いきいき福祉課窓口(1階)
通年	北部サービスセンター

※例年4月中旬まで大変混雑し、長時間お待たせしてしまいます。

使用をお急ぎではない方は、4月下旬以降の申請にご協力をお願いします。

【使用方法】

- ・使用目的に制限はありません。
- ・町が指定した事業者で使用できます。
- ・利用券には一人ひとり異なる番号が入っており、交付を受けた利用者本人に限り利用券を使用することができます。
- ・1回の乗車につき1枚まで同じ番号の利用券を使用できます。不足分をお支払いください。おつりはできません。
- ・タクシーに複数人で同乗する場合は、タクシー利用券の交付を受けた人が各1枚ずつ使用可能です。
- ・有効期限(令和7年3月31日)を超えての利用はできません。
- ・他者と交換や貸与、譲渡、転売等の不正行為は行わないでください。

【使用できる事業者】

	業者名
タクシー	松伏交通(有)、飛鳥交通(株)、ユタカ介護サービス、民間救急・介護タクシーすまいる、ケアタクシーこあら
バス	茨城急行自動車株式会社(茨急バス)、株式会社ジャパントローズ(タローズバス)



令和 6 年度福祉タクシー利用券を交付します

問合せ いきいき福祉課 障がい福祉担当 ☎991-1877

【対象】身体障害者手帳1～3級、4級(下肢のみ)の方、療育手帳④、A、Bの方

【助成内容】福祉タクシー利用券(最大18枚)

【持ち物】身体障害者手帳又は療育手帳、印かん

【申込み・問合せ】4月1日(月)からいきいき福祉課へ。

【その他】1回の乗車につき2枚まで(初乗り運賃相当額の2倍の金額まで)利用できます。また、75歳以上の方で障害者手帳をお持ちの方は、高齢者タクシー・バス利用券又は福祉タクシー券どちらか一方を選択できます。